



# 島根県報

平成22年6月11日（金）

第2,195号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

課税地の指定	（税 務 課）	2
農地保有合理化事業規程の変更の承認	（農 業 経 営 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（        ”        ）	3
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	3

**告 示****島根県告示第405号**

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）第4条第2項の規定により、課税地を次のように指定したので、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）第6条ただし書の規定により告示する。

平成22年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

課税地	地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）にあつては地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）附則第6条第2項に規定する貯蔵場所の所在地、地方税法第74条第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）にあつては同条第5号に規定する営業所の所在地
管轄庁	卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する県民センター
課税地を指定した税目	県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第2項の規定により課する県たばこ税（以下「手持品課税」という。）に限る。）
課税地を指定した理由	平成22年10月1日現在において20,000本以上の製造たばこを販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、手持品課税を行うため。

**島根県告示第406号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人しまね農業振興公社の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により告示する。

平成22年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 農地売買等事業
- 2 農地売渡信託等事業
- 3 農地貸付信託事業
- 4 農業生産法人出資育成事業
- 5 研修等事業

**島根県告示第407号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市佐田町反邊字松ノ前251-5、260、2263-2、3024、宇瀬戸254-1、254-2、宇樋ノ元2261、2262-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第408号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市三隅町室谷1324-6（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称  
大田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
温泉津都市計画下水道事業  
大田市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成16年6月25日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし